

令和6年能登半島地震(愛知県内に避難されている方)
弁護士による

何でも無料電話相談

被災された皆様からのお電話を心よりお待ちしております

そのつらさ ひとりで抱え込まないで

りさい
罹災証明書を
とった後は
どうしたら？

今後の生活が
不安...
使える
支援制度は？

家の修理か解体か
迷ってる...

倒壊した自宅の
ローンの支払いは
どうなる？



電話受付

052-565-6110

受付時間 平日9:10~16:30

受付期間 令和6年2月1日~12月27日

コールバック式の電話相談です。電話受付後、担当の弁護士が、折り返しのお電話をして、相談に応じます。 ※折り返しまでにお時間をいただくことがあります。受付の際は「能登半島地震コールバック電話相談」とお知らせください。

ホームページにも様々な支援情報を随時掲載しています。

愛知県弁護士会

検索



能登半島地震 支援情報 瓦版

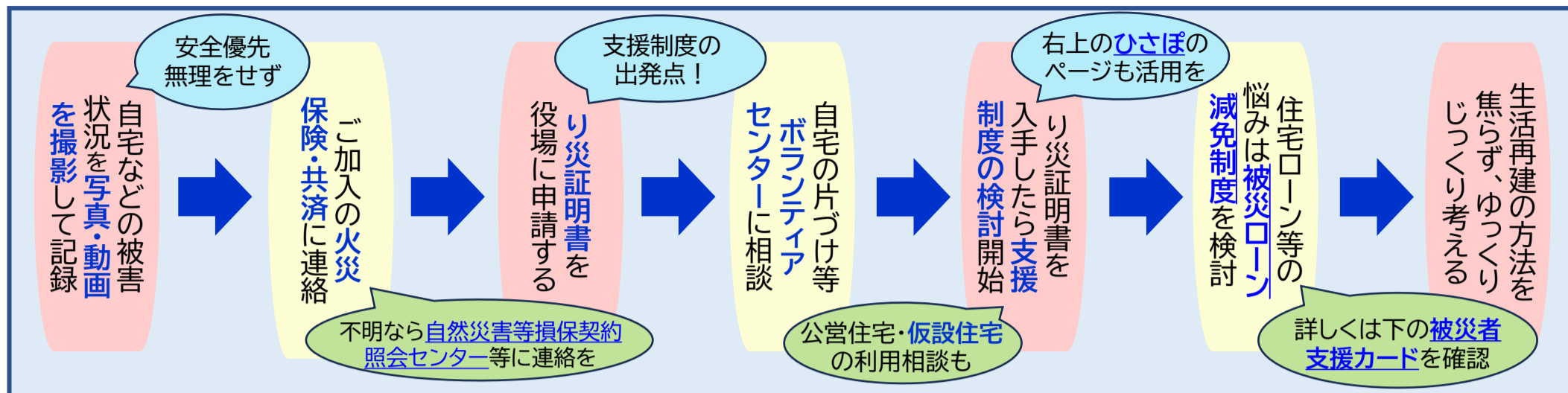
【被災後の生活再建のために】 発行:R6.1.3(1.21補訂)



※ 当該地域への災害救助法等の適用、その他の条件などによって、使える支援制度は異なります。
 ※ この瓦版の情報は令和6年1月3日時点のもので、その後、変更が生じる可能性があります。

この瓦版や様々な支援情報ツールは[こちら](#)からDL ↑

再建までの流れ(例)



り災証明書ってなに?

被災者支援カード (2種類あり)

り災証明書と使える支援制度の関係や、主な支援制度を簡単にまとめたカードがあるので、この瓦版右上のQRコードからDL(無料)を!

全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
----	-------	-------	----	-----	------

り災証明書は、役場に申請すると、被害を受けた住宅を調査した上で、発行してもらえる住宅被害の証明書です。表のように、主に、全壊、半壊など6種類に分かれます。多くの支援制度が、り災証明書と結びついているので、り災証明書の申請は、再建のスタートになります。重い判定ほどたくさんの支援が受けやすいのが特徴。最初の判定に疑問があれば、再調査や二次調査の申請も可能なので、発行した自治体に相談して下さい。

代表的な支援制度について簡単に知りたい

日本には、数えきれないほどの支援制度があります。詳しくは、「ひさぼ」の中の「被災者支援チェックリスト」で確認いただけますが、まずは、代表的な支援制度だけでもいくつかカード形式で確認しておきましょう。

各制度には、災害の種類、お住まいの自治体、所得などにより使えないものもありますし、発表が遅いものもあります。常に情報をチェックして、わからないときは自治体に相談を。

Q1 家族が今回の災害で、亡くなったり重い障害を残してしまったら?

災害弔慰金

- 自治体に申請する
- 避難生活中の死亡も災害関連死として相談して下さい
- 重い障害の時の見舞金制度もあり

Q4 自宅を修理する場合の補助や支援はありますか?

応急修理制度

- 準半壊以上の人が対象になる制度
- 必ず修理前に自治体に相談して下さい
- 仮設住宅との併用禁止にも注意(後述)

Q2 壊れた建物の解体費用や撤去費用の支援はありますか?

公費解体

- 主に全壊した住宅等の解体・撤去が公費負担になる制度
- 能登半島地震では、半壊以上に対象が拡大されています

Q3 住宅の被害を受けた人への支援金はありますか?

被災者生活再建支援法

- 最大で300万円の支援金(後述)

Q5 修理、建替、住宅購入など被災後の再建の費用を借りられる制度は?

災害復興住宅融資

- 住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)に相談して下さい
- 60歳以上なら高齢者向け返済特例も(後述)

Q6 損害を受けた被災者に対して所得税や住民税を軽減する制度はありますか?

雑損控除(災害減免法)

- 医療費控除の制度と類似した制度です
- 保険でカバーされない損害分が所得から控除されます
- 確定申告が必要です

応急修理と仮設住宅の関係

応急修理制度 OR 仮設住宅

応急修理制度を使うと、修理後などは、仮設住宅に入れない、公費解体が使えない等の運用もあります。そのため、特に、半壊以上の人など仮設住宅や公費解体が利用できる可能性のある人は、慎重に検討して下さい

被災者生活再建支援金とは

基礎支援金	加算支援金	
	建設・購入	民間賃貸
全壊・解体等 100万円	200万円	100万円
大規模半壊 50万円	100万円	50万円

中規模半壊は、基礎支援金はなく、加算支援金のみ上記の各半額もらえる

※ 単身世帯は各4分の3の金額
 ※ 賃貸物件では賃借人が対象

- 半壊以上の家や、地盤被害の家を解体すると、「解体世帯」として全壊と同じ支援金の可能性
- 長期避難世帯の認定を受けた場合も全壊と同じ支援金に

高齢者向け返済特例とは

住宅金融支援機構は、60歳以上を対象にした住宅再建のための特別な貸付制度を用意しています。ポイントは次のとおり。

- 修理(補修)、建替え、新たな住宅の購入などの費用の借入
- 毎月の返済は利息のみ。抵当権設定が必要です。
- 元金は死亡時に、相続人の一括返済か、不動産の売却代金等で支払う。債務が残っても相続人に支払義務は生じない。